

弘化3 (1846) 年の鴨川下流域・東九条地域における洪水の復原

— 鎌下年季に着目して —

松尾 眞 吾*

I. はじめに

1. 研究の目的

洪水は、同じ地域で繰り返し発生するため、過去の被害状況を明らかにすることで、その土地の洪水の危険性を把握できる。歴史地理学では、過去の洪水の浸水域を復原するために絵図や文書など様々な史料が利用されてきた。例えば木村¹⁾は、寛保2 (1742) 年から明治3 (1870) 年に至る12葉の水害に関する村絵図から、被害状況や普請の実態などを復原している。菊池²⁾は、弘化4 (1847) 年の善光寺地震による被害を寺院過去帳や絵図から、被災者数や犀川堰止決壊洪水の浸水域を検討している。また、河村³⁾は、天保11 (1840) 年の山口県佐波川流域における洪水を、絵図に記載された浸水域と地形分類図とを比較し、現在の地図に浸水域を復原する研究を行った。

これら絵図に基づく研究に対して、赤石は地籍図と旧土地台帳に記載された荒地免租の記述から、近代の歴史災害における被災状況の空間的復原を試みた。ここで、荒地とは洪水による浸水や土砂堆積の被害を受けた土地を指す。そして、荒地免租とは「土地の

所有者からの免租年期の願出に基づき実地検査をし、荒地となった土地の損害の程度、復旧の難易度等⁴⁾から認定された租税猶予の一種である。赤石は、昭和10 (1935) 年6月の京都市大水害で被害を受けた京都市左京区⁵⁾や京都市右京区⁶⁾を事例に、荒地の免租期間 (地租猶予) の情報から、行政によって実施された被災者に対する救済措置を検討した。その結果、旧土地台帳・地籍図を用いることで、荒地免租の記録から、土地一筆を単位とする詳細な被災状況の復原が可能であると指摘した。

このような近代の地租猶予に相当する仕組みが、近世においては鎌下年季である。鎌下年季とは「新田開発の完成に必要な年季 (期間) のこと」で、「その年季中に領主は検地をせず、年貢・諸役も取らず、開発者は作り取となる。(中略) 鎌下年季が明けるとその新田は検地を受け、村高を付せられ、正規の年貢・諸役を徴取される」という⁷⁾。鎌下年季仕法については、勝矢⁸⁾がこれまで着目されてこなかった租税猶予としての機能に注目した。とくに福山藩の鎌下年季仕法を事例にあげ、鎌下年数の算出法や村役人の実務内容から、被害を受けた土地の中でも鎌下

* 立命館大学大学院文学研究科・院生

キーワード：鴨川、洪水、復原、江戸時代、鎌下年季

Key words : Kamo River, Flood, Restoration, Edo Period, *Kuwaoroshimenki*

年季の願出された土地として、水田は認められやすく、畑や綿田は認められ難かったことを明らかにした。さらに、大規模な水害が発生した場合の耕地復旧に際して、領主側は鎌下年季仕法の実施原則を緩め、迅速に災害復旧に取り組んだことを示している。このように、鎌下年季の制度には、水害復旧策・荒地復興策としての側面があったと考えられる。そのため、近代の荒地免租記事と同様に鎌下年季の記録を吟味することによって、近世の洪水も空間的に復原されることが期待できる。

ところで、山下⁹⁾は近世の天竜川下流域の水害常襲地域において、洪水のたびに年貢減免対象の農地が存在することを示し、それらの農地の復旧過程を明らかにした。また、赤石¹⁰⁾も、京都・高野川流域の洪水を空間的に復原し、土地一筆ごとの被害の違いや土地所有者の違いから、その後の復旧過程を明らかにしている。

そこで本研究では、弘化3年7月(1846年8月)の京都・鴨川下流域の洪水を事例に、東九条地域を対象にして、鎌下年季を願出した土地(以下、鎌下年季願出地とする)を手がかりに、洪水による被害の空間的な復原を試みることを目的とする。また、復原できた被災状況から鎌下年季願出地の特徴を検討し、復旧過程についても若干の考察を行いたい。

弘化3年7月の洪水は台風によって引き起こされたもので、全国各地に被害の記録¹¹⁾が残されている。京都では『弘化雑記』¹²⁾や『慶弘紀聞今日鈔』¹³⁾、『陶化誌』¹⁴⁾に記録がみられる。それらによると、旧暦7月7日(8月27日)に京都市中での浸水被害や、三条大橋や五条大橋のような公儀橋の流失が発生した。この洪水は近世の洪水災害の中でも、京都市中およびその周辺に甚大な被害を与え

たものの1つであった¹⁵⁾。

なお、京都における近代以前の洪水災害に着目した研究として、河角¹⁶⁾は、京都盆地の氾濫原の地形変化や遺跡に記録される洪水の痕跡から、京都・七条以北における歴史時代の洪水氾濫区域の復原、および洪水発生回数の変動と地形変化との関係を考察した。ここでは、京都盆地の氾濫原の変遷過程は5つの段階に分けられ、各段階での浸水想定区域が示されている。また、片平¹⁷⁾は京都・上賀茂周辺の賀茂川の東岸(左岸)地域において、南北朝末期頃(1390年代)から天文20(1551)年の間に発生した洪水を条里型地割の分布・残存状況や古地名を手がかりに分析し、灌漑水路を要因とする洪水が発生していたことを指摘した。

これらの研究の対象地域は七条以北の京都市中あるいは鴨川の上流域であり、下流域の被災状況に関する研究は行われていない。本研究は、未解明の部分が多い鴨川下流域における過去の洪水災害を取り上げる点でも意義あるものと考えられる。

2. 研究方法

本研究は、弘化3年7月における鴨川下流域・東九条地域の洪水を絵図や文書を用いて復原するものである。ただし、今回使用した絵図には浸水域までは描かれておらず、破堤箇所や鎌下年季願出地という限られた被災地点の情報しか把握できない。吉越¹⁸⁾は、史料では地図化できる情報が限られているという問題を指摘し、それを補う方法として地表面や地下構造からの復原も合わせて行うことが必要であると述べた。そこで、洪水の復原にあたっては、史料の記載内容に加え、表層地質や微地形も加味して、洪水流や浸水域を推定することにした。

第1表 弘化3（1846）年の洪水に関する長谷川家文書一覧

No	表題	作成時期	内容
1	知恩院様荒下御田地ヶ所書	弘化3年7月	知恩院領の荒地
2	庭田様荒下御田地ヶ所書	弘化3年7月	庭田家領の荒地
3	一條様荒所御田地預書	弘化3年9月	一條家領の荒地
4	知恩院様荒所御田地鍬下年限御請書	弘化3年12月	鍬下年季の期限
5	徳大寺様入荒所入用積鍬下預書	弘化3年	鍬下年季の期限

長谷川家文書による。

古文書の形態は全て綴形式である。

本研究では以下の手順に従って分析をすすめた。まず、東九条地域の洪水の痕跡を確認するために、既存の地形分類図や『京都市ボーリングデータ集』¹⁹⁾を用いて、東九条地域の微地形や表層地質、堆積物の検討を行った。

次に、東九条地域における洪水リスクの高い土地を把握するために、長谷川家文書²⁰⁾にある「東九条村絵図」（以下、村絵図とする）および『陶化誌』を用いて、被災当時の東九条村の土地利用と字名を検討した。ちなみに、字名は史料に記載された鍬下年季願出地を地図上で比定する際に必要な情報でもある。

そして、長谷川家文書の鍬下年季願出地に関する絵図や文書を用いて、被災地点の把握を行った。長谷川家文書のうち弘化3年7月の洪水に関する史料は、絵図が2葉（以下、絵図Ⅰ・Ⅱとする）、文書は5点残存する（第1表）。これらの作成時期は洪水の発生した時期と比較的近いことから、いずれの史料も洪水による被害の状況を見聞きして記述されたものと考えられる。また、当該の史料は主に東九条村の被害を領主に報告するために作成された文書であり、一定の形式で書かれているため、記載内容に大きな誤りがあるとは考えにくい。近くの村の史料などと比較検討する必要はあるものの、そうした史料は

みつかっていない。そのため、長谷川家文書は、弘化3年7月の洪水を記録する貴重な一次史料と考えられ、これを主たる研究資料の1つとして用いることにした。ただし、弘化3年9月（1846年10月）に発生した別の洪水の被害も当該史料に含まれている可能性がある。これに対しては、複数の絵図や文書の記載内容を照合することで、9月の被災地と思われる破堤箇所や鍬下年季願出地を除外できると判断した。

II. 研究対象地域

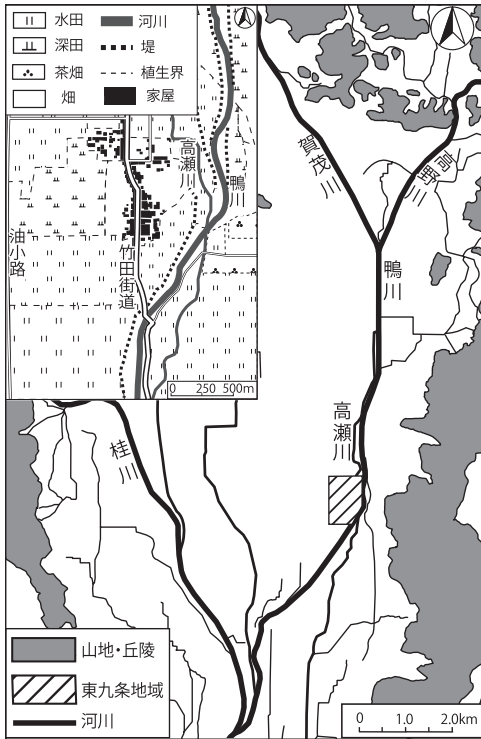
1. 鴨川と東九条地域の地形的特徴

鴨川は京都市西北部の棧敷ヶ岳に源を発し、下賀茂神社付近で高野川と合流して京都市内を南に流下し、下鳥羽で桂川と合流する流域面積 207.7 km² の河川である²¹⁾。

東九条地域²²⁾は鴨川の下流域に位置し、京都と伏見を結ぶ竹田街道に沿うため、かつては交通の要衝であった。現在では、京都市南区の一部となっている（第1図）。

鴨川下流域の右岸は左岸よりも標高が低く、東九条地域も全体的に南西に向かって低くなっている。鴨川が東九条地域で氾濫した場合、洪水流は右岸域から進むことが予想される。

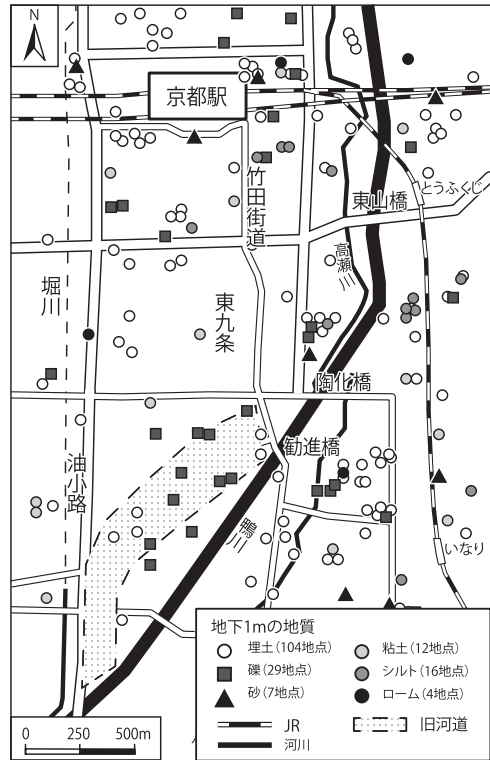
植村²³⁾の地形分類図によれば、東九条地



第1図 京都盆地水系図および明治22(1889)年における東九条地域概観図

水系図は25,000分の1地形図「京都東北部」「京都東南部」「京都西北部」「京都西南部」(測量年)に基づく。東九条地域概観図は、明治22(1889)年測量の仮製2万分の1地形図「伏見」に基づく。

域の大半の地形は氾濫原とされ、南部には旧河道がみられる。さらに『京都市ボーリングデータ集』²⁴⁾を用いて東九条地域の表層地質(地下1m以浅)を検討してみたい。表層地質は盛土や耕地整理など近年における土木工事などによって攪乱を受けている可能性もあるが、自然的には新しい地質時代における堆積により形成されたものと考えられる。このため、1m以浅の表層地質を対象²⁵⁾とした。東九条地域の表層地質を示した第2図をみると、東九条地域の南部、鴨川の右岸域に礫が帯状に分布している。ここは、植村の地形分類図上の旧河道と一致し、弘化3年



第2図 東九条付近の表層地質

(資料出典)

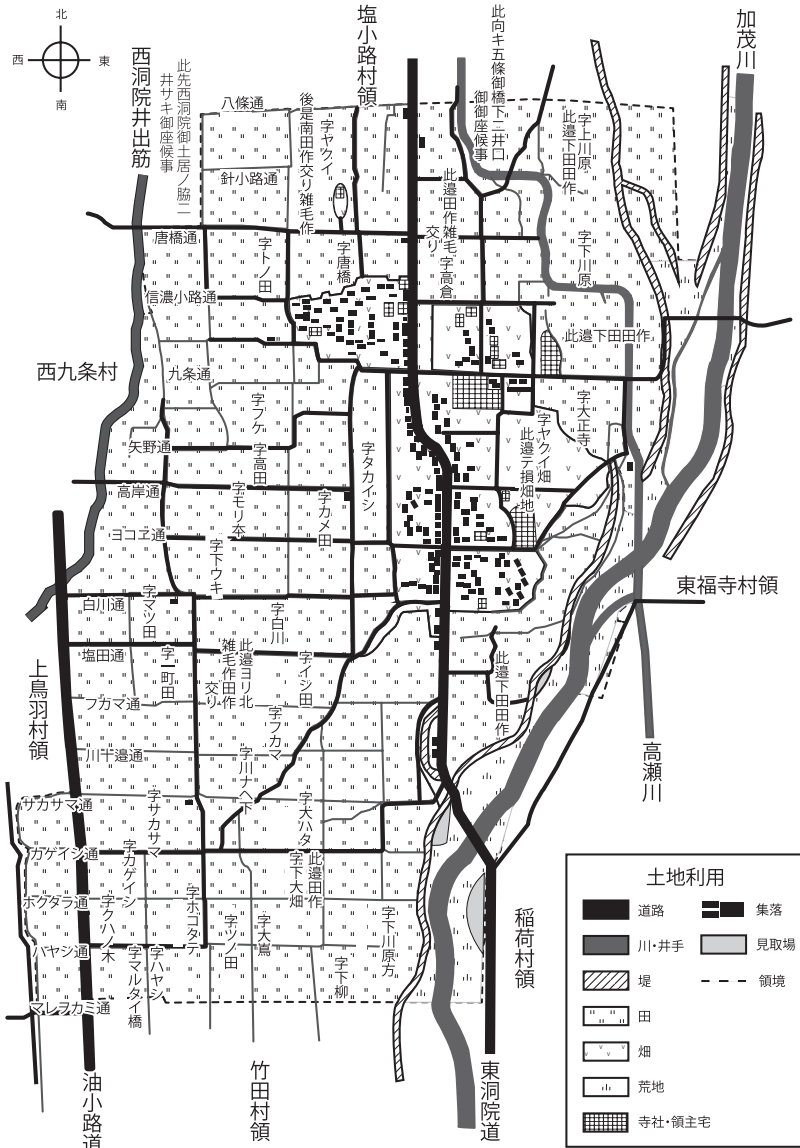
ボーリング資料: 建築行政協会京都市支部『京都市ボーリングデータ集』、大龍堂書店、1986。

旧河道: 植村善博『京都の地震環境(付) 京都盆地の地震災害危険度マップ』、ナカニシヤ出版、1999。

7月の洪水でも流路となった可能性が高い。

2. 近世後期の東九条村の概観

次に村絵図(第3図)をもとに東九条村の景観を概観する。使用した村絵図には作成年代が記載されていないが、高瀬川が描かれているため、近世以降の作成であることは確かである。この村絵図と大正元(1912)年発行の『京都地籍図』²⁶⁾より作成した土地利用図(第4図)とを比較してみると、近代になって宅地が増加した他には土地利用の変化が少ない。さらに集落の西部をみると、第3図と第4図の区画はよく似ている。これらのことから村絵図は明治期と比較的年代に近い近世



第3図 近世後期における東九条村の概観図

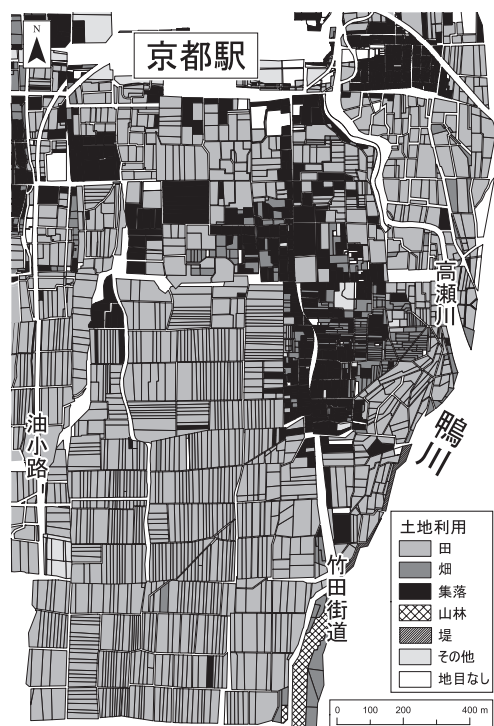
長谷川家文書「東九条村絵図」をもとに作成。
原図に描かれている藪や松などの植生は省略した。

後期のものと推定される。

第3図には東九条村の領界や土地利用、字名、河川などが描かれている。また、東九条村の広い面積を水田が占め、東洞院通（以下、竹田街道とする）を中心に集落が形成されていることがわかる。家屋は竹田街道に沿って

列村状に立地している他、集落の北側では街道の西、南側では東に塊村状に密集し、集落を取り囲むように畑がある。

次に第4図の水田の地割に着目すると、村の西側や南側には条里地割が残っていて、比較的整然とした区画がみられる。これに対し



第4図 大正元（1912）年の東九条地域の土地利用図

この図の出典は『京都地籍図』のGISデータである。これは立命館大学21世紀COEプログラム「京都アート・エンタテインメント創成研究」（2002-06年度）の一環で作成されたものを用いた。土地利用：明治17～19（1884～1886）年調査の土地台帳を基に作成した。堤に関しては土地台帳ではなく、地籍図の原図より編集した。

て、村の東側および南側の鴨川沿いでは、一筆ごとの地割が乱れていることがわかる。このような不規則な地割は、過去の流路を示しており²⁷⁾、それゆえに度重なる洪水によって乱されたものと推定できる。

III. 文書・絵図の分析

1. 鎌下年季に関する文書

本研究で使用する史料は、次の2種類に分けられる。①荒地となった土地が記載された

史料と、②鎌下年季願出地が記載された史料である。①の文書は、「知恩院様荒下御田地ヶ所書」、「庭田様荒下御田地ヶ所書」、「一條様荒所御田地預書」の3点がある。これらの文書は、洪水で荒地となった土地を各領主に報告するために作成された文書である²⁸⁾。これらは帳簿のように統一された様式で書かれており、荒地となった土地の字名、面積、石高、破堤箇所の堤の名称と字名が記載されている(第2表)。「知恩院様荒下御田地ヶ所書」に記載された情報は、絵図Iに記載されたものと一致している。そのため、「知恩院様荒下御田地ヶ所書」と絵図Iは対応関係にあることがわかる。この他に「庭田様荒下御田地ヶ所書」、「一條様荒所御田地預書」に記載された情報は、絵図I・IIには記載されておらず、この2つの文書と対応する絵図は存在しないか、あるいはみつかっていない。

以下は、「知恩院様荒下御田地ヶ所書」の一部である。

弘化三年年 七月

知恩院様 荒下御田地ヶ所書

字東川堤中堤之内

三拾四間四尺 切所

此荒下

字東川原

一 四畝拾五歩 高四斗五升 百姓清蔵

取式斗九升式合五勺

(中略)

合六反九畝式歩

高拾壹石八斗八升八合

取七石五斗五升五合壹勺

第2表 史料に記載された荒地

破堤箇所	荒地の字名	面積 (m ²)	領主
東川原中堤	東川原	4 畝 15 歩 (446.27)	知恩院
嶋之内堤	大嶋井手へり	3 畝 5 歩 (314.04)	庭田家
	釜ヶ淵	1 畝 13 歩 (142.14)	庭田家
	釜ヶ淵	8 畝 16 歩 (846.25)	庭田家
	破り	1 反 (991.7)	一條家
	いけ田	3 畝 7 歩 (320.65)	一條家
	いけ田	1 畝 15 歩 (148.76)	一條家
松之下堤	中川原	3 畝 (297.51)	知恩院
	東川原	3 畝 (297.51)	知恩院
	みそのうち	3 畝 20 歩 (304.12)	知恩院
	ふかま	1 反 2 畝 10 歩 (1,223.1)	知恩院
	大畑	9 畝 26 歩 (958.64)	知恩院
	西ノ口	1 反 1 畝 (1,090.87)	知恩院
	ひせう田	1 反 1 畝 6 歩 (1,110.7)	知恩院
	ちおんし	9 畝 10 歩 (925.59)	知恩院
	東川原	1 畝 18 歩 (257.84)	庭田家
	畑辻ひらき	2 畝 10 歩 (231.4)	一條家
	すさき	4 畝 6 歩 (416.51)	一條家
	川原	2 畝 12 歩 (238.01)	一條家
	川原	1 畝 27 歩 (287.59)	一條家
	川原	3 畝 1 歩 (300.82)	一條家
柳之下堤	すさき	1 反 4 畝 (1,388.38)	一條家
	東川原	3 畝 12 歩 (337.18)	一條家
とふ池堤	清右衛門川原	7 畝 (694.19)	庭田家
	清右衛門川原	1 反 3 畝 (1,289.21)	庭田家
	南川原	7 畝 (694.19)	一條家
下柳堤	下柳	5 畝 20 歩 (561.96)	庭田家
	下柳	4 畝 (396.68)	庭田家
	下川原	1 反 1 畝 (1,090.87)	庭田家
大川原堤	下川原	7 畝 10 歩 (727.25)	庭田家

長谷川家文書の「知恩院様荒下御田地ヶ所書」、「庭田様荒下御田地ヶ所書」、「一條様荒所御田地預書」より作成。

右者此度大洪水ニ付荒下御田地ヶ所畝高等
少シ茂も相違無御座候以上

弘化三年年七月 東九条村

この文書をみると、荒地となった土地の記録を用いて、村役人が領主に当村の被害状況を報告していたことが読み取れる。その後、これをもとに、鍬下年季の期間について領主

と村役人とが交渉する様子が想像される。

次に、②にあたる「荒所御田地鍬下年限御請書」は、領主によって認められた鍬下年季の情報が記載されている史料である。その内容は、まず破堤した堤の名称が大項目として設定され、鍬下年季願出地の字名、面積、百姓、石高、取高、鍬下年季の願出期間と実際に認められた期間が記載されている。この文書の一部は下に示すとおりである。

弘化三年 知恩院様
荒所御田地 鍬下年限御請書 東九条村

字東川原中堤切所
字東川原
一 四畝拾五歩 高四斗五升 百姓清兵衛
取式斗九升式合五勺
願 三ヶ年
改 式ヶ年

(中略)

改鍬下取下高
合式拾四石五斗七升七合四勺
内八石壹斗九升式合四勺六才六払 午年分
八石壹斗九升式合四勺六才六払 未年分
八石壹斗九升式合四勺六才六払 申年分

右者去ル七月七日洪水荒所御田地 鍬下奉願上
候処、御憐愍を以夫々御改之通鍬下年限御赦
免被成難有頂戴可仕候、尤年限相満候ハ、御
定免之通聊無滞御上納可仕候、依而御請書如
件

弘化三年十二月 東九条村
知恩院様
御役人中様

この文書をみると、7月7日の洪水により
荒地となった土地について、村役人が鍬下年
季を願出していたが、願出期間の全てが認め
られなかったことが読み取れる。願出の後に、
領主による検分が行われ、鍬下年季の期間が
定められた。この文書は領主によって定めら
れた期間を村役人が承諾した旨を報告するた
めに作成されたと考えられる。

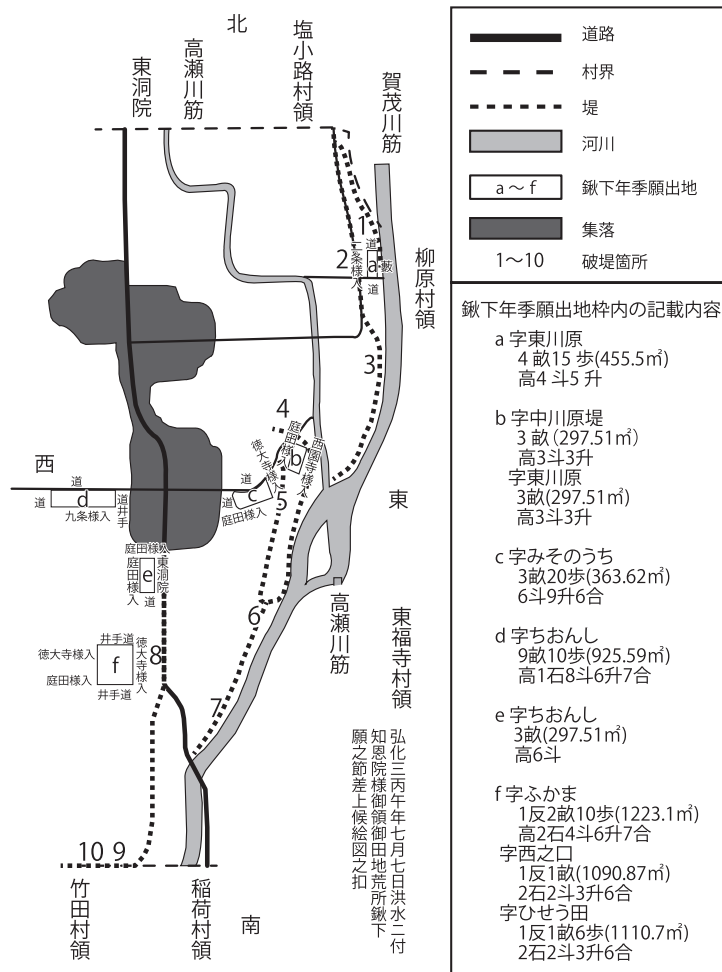
2. 鍬下年季に関する絵図

本研究で使用した絵図Ⅰ・Ⅱには、凡例の
記載がない。そのため、図中の文字情報から
凡例の推定を行った。まず、当該絵図Ⅰには
ア) 地域の概要、イ) 絵図の作成目的、ウ)
洪水の被害に関する記載がある(第5図は絵
図Ⅰをトレースしたものである)。

ア) に関して、南北に伸びる黒線は竹田街
道である。集落南部にみられる竹田街道上の
堤は集落に入ると、省略されている。この堤
の馬踏上に街道が通っており、その連続性か
ら考えて集落と堤防の高さは同程度の標高で
あったと考えられる。そのため、集落内部で
は堤を築く必要がない程度の高度を有してい
たと考えられる。

イ) に関して、前項でも指摘したように絵
図Ⅰに記載された情報は文書①の情報と一致
する。絵図の右下に「弘化三丙午年七月七日
洪水ニ付、知恩院様御領御田地荒所鍬下願之
節差上候絵図之扣」と記されている。つまり、
絵図Ⅰの作成目的は、弘化3年7月7日の洪
水により荒地となった土地を、村役人が領主
である知恩院に報告し、その土地に鍬下年季
を願出することであった。このため、鍬下年
季願出地(地点a～f)から、そこが洪水に
よる被災地であることが判明する。

ウ) に関して、第5図の破線で記した堤の
上には付箋が貼られ、破堤した堤の名前や長
さ、字名が記されている(第3表)。また、
地点a～fには荒地となった土地が枠で囲わ
れており、その枠の中には字名、面積、石高
が記載されている。さらに枠の外には井手道
とその領主名の記載がある。井手道の詳細は
わからないが、おそらく水田を区切る用水路
に沿って存在した畦道と考えられ、土地の地
割を読み取ることができる。そのため、この



第5図 絵図Iに記された欽下年季願出地

長谷川家文書の絵図Iより作成。

原図は手書彩色で92.0 × 45.5 cm、縮尺は約2,800分の1。

枠で囲われた土地が欽下年季願出地として示されたものと考えられる。

次に絵図IIをトレースしたものが第6図である。この絵図にも作成年代と作成目的が書かれていない。しかし、その体裁は絵図Iとほぼ同じであり、弘化3年12月(1847年1月)に作成された文書②「知恩院様荒所御田地欽下年限御請書」にある欽下年季願出地の地名や石高の内容とも同一である。したがって、弘化3年に作成された絵図であると判断

できる。

絵図IIには、ア)地域の概要、ウ)洪水の被害に関する記載があるが、これらについては絵図Iと同様に土地の面積や石高などの情報が書かれている。しかし、絵図I・IIでは具体的な破堤箇所や欽下年季願出地について一部に差異がみられる。

まず、絵図の作成時期に着目すると、絵図I・IIに対応する文書の作成時期がそれぞれ弘化3年の7月と12月であることから、絵

第3表 絵図Ⅰ・Ⅱに記載された破堤箇所

No.	破堤箇所	破堤した幅 (m)
1	東川原中堤切所	34間4尺 (62.4)
2	新堤切所	11間半 (20.7)
3	嶋之内切所	35間 (63)
4	松之下切所	9間 (16.2)
5	柳之下切所	16間 (28.8)
6	仁右衛門川原堤	16間 (28.8)
7	長藪切所	9間 (16.2)
8	とふ池切所	32間 (57.6)
9	大川原切所	9間 (16.2)
10	下柳切所	9間 (16.2)
11	新堤上切所	12間 (21.6)
12	新堤下切所	16間半 (29.7)
13	松之下切所	22間2尺 (40.2)
14	宿川東切所	9間半 (17.1)
15	宿川東下□切所	9間 (16.2)
16	すさき切所	3間 (5.4)
17	すさき切所	6間 (10.8)
18	すさき切所	9間 (16.2)
19	長藪切所	14間 (25.2)
20	とふ池上□切所	4間半 (8.1)
21	とふ池切所	35間 (63)
22	大川原切所	11間 (19.8)

No. 1～10は第5図の破堤箇所の数字と対応し、
No. 11～22は第6図と対応する。

図Ⅰは洪水後すぐに作成されたもので、絵図Ⅱは洪水からしばらく時期が経ってから作成されたものと考えられる。その間、東九条村では弘化3年9月3日(1846年10月22日)に洪水があり、絵図Ⅱにはその被害も含まれている可能性がある。この点も踏まえて絵図Ⅰ・Ⅱの内容の違いについて、以下で検討を行う。

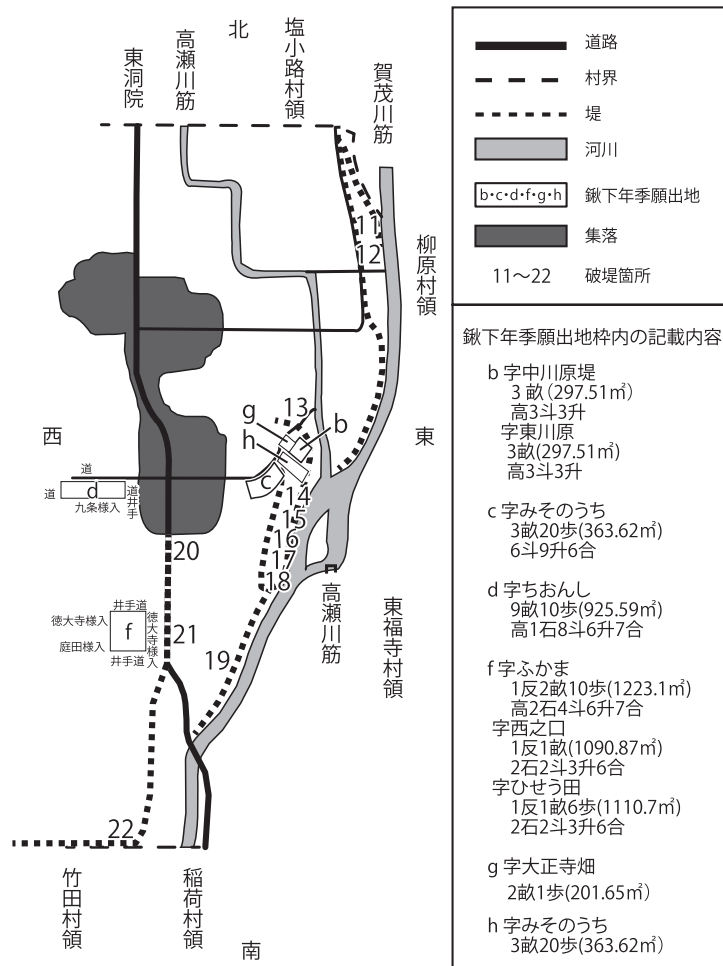
絵図Ⅰに示された鍬下年季願出地の地点a・eは絵図Ⅱに記載されず、絵図Ⅱには鍬下年季願出地の地点g・hが付箋で追加されている。地点a・eが、絵図Ⅱに記載されていない理由として、領主側との別のやり取りで、すでに鍬下年季が認められ決着していた可能性が考えられる。また、追加された地点

g・hに関しては弘化3年9月の洪水によって新たに被災した土地として追加されたと考えられるため、弘化3年7月の洪水の被災地点ではない可能性が高い。

次に、破堤箇所を比較しても、絵図Ⅰ・Ⅱでは一致しない。絵図Ⅰの「嶋之内切所」(No. 3)は63mも破堤していたにもかかわらず、絵図Ⅱには当該の破堤は記載されていない。これも領主側との別のやり取りで決着した可能性がある。一方で絵図Ⅱには「宿川東切所」(No. 14)や「宿川東下□切所」(No. 15)、「すさき切所」(No. 16-18)が破堤箇所として示されている。破堤箇所が一致しない理由として、これも弘化3年9月の洪水により新たに情報が付加されたためと考えられる。

以上、本章での分析から、鍬下年季の願出とその決定までのプロセスについてまとめると、以下の状況が想定される。まず、村役人は荒地となった土地を記載した記録を領主側に提出し、領主に当村の被害状況を報告した。次に、村役人は荒地となった土地の鍬下年季を領主に願出した。それに基づいて領主側で検分が行われ、鍬下年季の期間の検討が行われたと考えられる。検分の結果、願出した鍬下年季の全てが認められたわけではなかった。また、この間に別の洪水によって再度被災し、1度目の願出時と状況が変わったこともあって、再度鍬下年季が願出された可能性もある。このようなやり取りは複数回行われ、最終的に村役人も承諾して、鍬下年季が決定したものと考えられる。

ところで、絵図や文書に記載される荒地について、砂入り(土砂が流れ込む現象)や押堀(洪水に伴う破堤を成因とする河畔の池のこと)²⁹⁾などの具体的な被害内容は記載されていない。この点に関しては、次章で被



第6図 絵図Ⅱに記された鍬下年季願出地

長谷川家文書の絵図Ⅱより作成。
原図は手書彩色で92.0 × 45.5 cm、縮尺は約2,800分の1。

災地を空間的に復元し改めて、検討する。

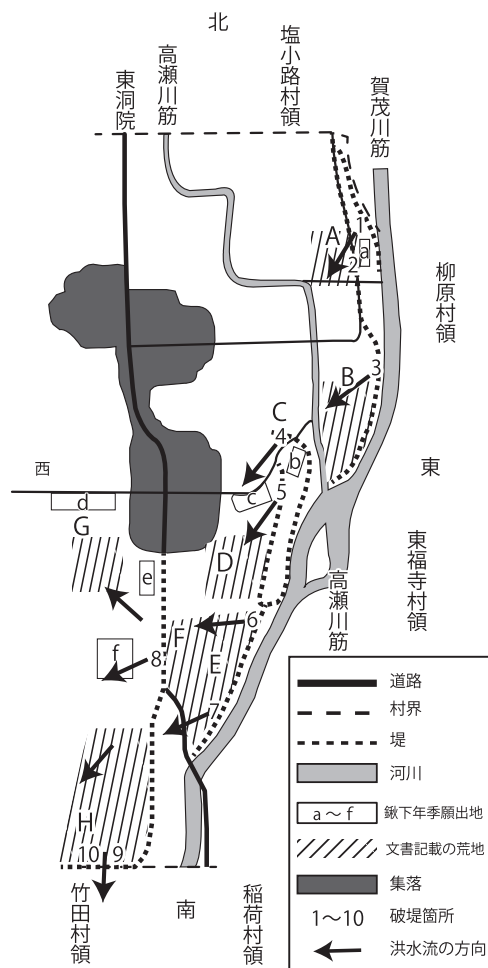
IV. 洪水流と浸水域の推定

1. 洪水流

前章での絵図Ⅰ・Ⅱの検討をもとにして、破堤箇所や鍬下年季願出地などを被災地A～Hの8地点にまとめ、洪水の際に発生する諸現象や地名なども加味して洪水流を推定すると第7図のようになる。

地点A（東川原付近）は、鍬下年季願出地aが絵図Ⅰにしか記載されていないものの、被害があったことは確かである。破堤箇所注目すると、長さが合計で50 m以上に及んでおり、洪水流が堤内に流れ込んだと考えられる。鍬下年季願出地aは破堤箇所から流れ込んだ洪水流の前面に位置するため、堤の土砂が流れ込んだ砂入りの被害があったものと考えられる。

地点B（嶋之内堤付近）では、「嶋之内切所」



第7図 弘化3年7月(1846年8月)洪水における洪水流の推定
長谷川家文書の絵図Iおよび絵図IIより作成。

(No. 3) の長さが63mに及び、この地点からも洪水流が堤内に流入したことは疑いがない。第2表をみると「釜ヶ淵」などの6か所計2,763.54m²の鉞下年季願出地が記録されており、地点Aと同様の砂入りなどの被害が考えられる。

地点C(大正寺付近)では、鴨川との間に高瀬川がある。高瀬川は人工の運河であることから、流量は大きく増減することはない、その流量もそう多くないと考えられる。この

ため高瀬川そのものが、大規模な洪水を発生させることは想定しにくい。また、この地点C周辺の地名を大正寺というが、『陶化誌』には「大正寺畑の名があるが、寺社はなく、その東北を欽け口と称したが、これは昔加茂川の氾濫から堤防決壊した箇所であった」³⁰⁾とある。したがって、弘化3年7月の洪水においても、地点A・Bの洪水流が高瀬川を越流して、地点Cを被災させたと考えられる。このように、地点A・Bからの洪水流には地点Cを被災させるほどの力があつたことから、地点A・Bの洪水流は大量で流速も速かつたと考えられる。

地点D(松之下付近)では、鴨川沿いの堤防は破堤していないものの、史料に記載される「松之下堤」での鉞下年季願出地は7,940.21m²と大きな被災面積を確認できる。そのため、この地点Dは地点A・B・Cからの洪水流によって、被災したと考えられる。

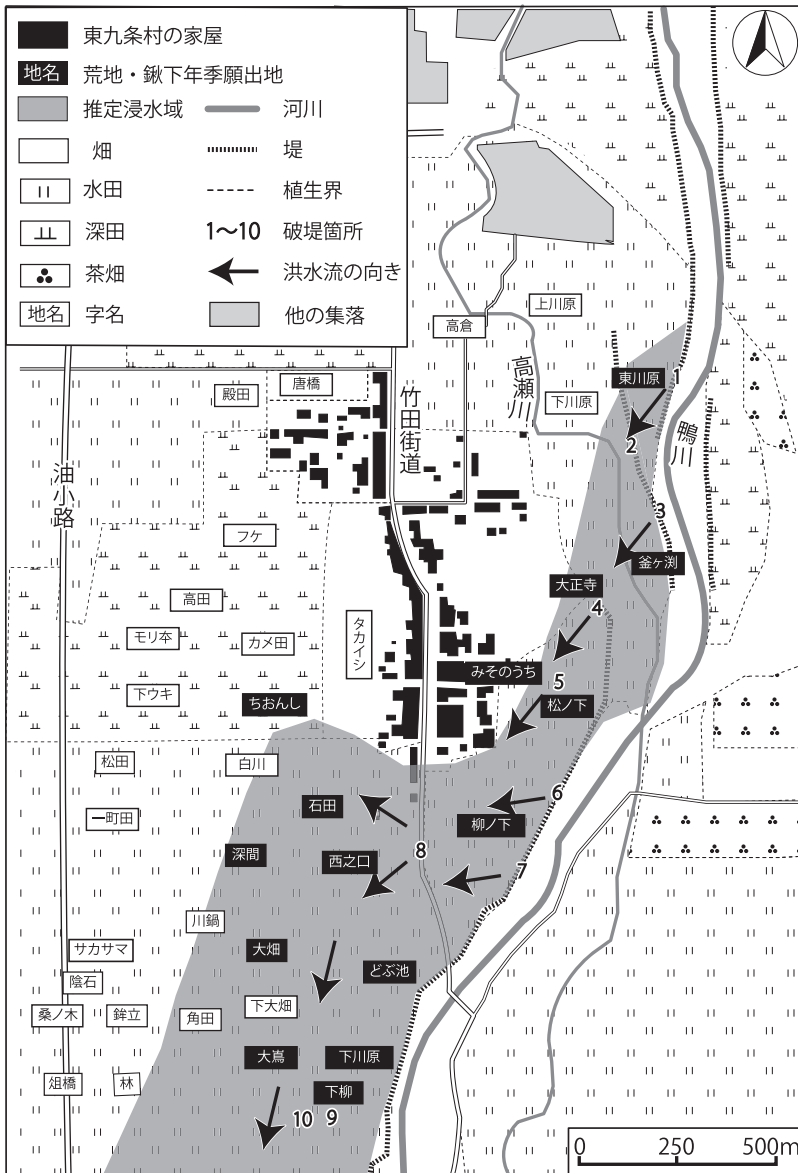
地点E(柳之下付近)では、史料に荒地の記載がある。これは鴨川沿いの堤防「仁右衛門川原堤」(No. 6)が破堤し、直接洪水流が流れ込んだためと考えられる。また、地点A～Dに流れ込んだ洪水流とも合流し、「すさき」では1,388.38m²という最も大きな面積で鉞下年季の願出がなされている。

地点F(石田付近)の「とふ池切所」(No. 8)は、鴨川に面していないにもかかわらず、50m以上の破堤が記載されている。これは、地点A・B・C・Eから流れ込んだ洪水流によって堤内にある竹田街道上の小堤防(自然堤防)が破堤したのと考えられる。そのため、この小堤防を形成していた土砂が鉞下年季願出地fに堆積したと考えられる。また、「とふ池」という字名からも、洪水に伴う破堤によって形成される池のような押堀を形成していた可

能性がある。さらに地点Fが破堤したことで、竹田街道と平行して流れていた用水路³¹⁾（絵図には明瞭に記載されている）も損傷したと考えられ、用水路の流水も洪水流に加わったのであろう。

地点G（ちおんし付近）は史料の「松之下

堤切所」(No. 4) の部分に記載されているため、松之下堤が破堤した影響で被災したと考えられる。地点Gは地形的には氾濫原にあたり、水はけの悪い土地であった。このため、この地点も「とぶ池」の破堤に伴って流れ込んだ洪水流が分散し、土砂を堆積させた結



第8図 弘化3年7月（1846年8月）洪水の復原図

仮製2万分の1地形図「伏見」を基図とした。

果、荒地になったと考えられる。

地点H(下柳付近)は氾濫原であるため、地点H周辺の標高差はあまり大きくない。そのため地点Fで小堤防を破堤させた洪水流も分散し、南流した洪水流は旧河道上を南西方向に流れた可能性が高い。

2. 浸水域

第7図で示した推定洪水流に加えて、東九条地域の微地形や地割なども考慮に入れて、弘化3年7月洪水の推定浸水域を、明治中期の仮製図に重ねて示したものが第8図である³²⁾。第8図に記された地名は現在の地名ではなく、村絵図(第3図)から位置を比定できた旧字名であり、黒地に白抜きした地名は史料に荒地や畝下年季願出地の記載があった地点を指す。推定浸水域は、主にこの荒地と畝下年季願出地が含まれるように設定した。

東九条村の北東側から流れてきた洪水流は「松之下」や「柳之下」一帯の地域を浸水させ、さらに竹田街道上の小堤防を破堤させ、浸水域は東九条村の南西部の水田へと広がった。鴨川下流域の東九条地域は、『京都地籍図』の地割や地形分類図の旧河道をみても洪水のリスクの高い土地であったことがわかるが、文書や絵図の解説を通して、実際に破堤を伴うような洪水が確認された。具体的には東九条村の集落は微高地上にあり、弘化3年7月の鴨川の洪水から免れることができたが、水田などは浸水したと思われる。

最後に、推定浸水域から畝下年季願出地の特徴を検討する。畝下年季願出地は破堤した土地の前面にあることが多い。このような土地は、土砂の堆積による地形改変があった土地と考えられる。一方、畝下年季の願出がなかった土地も浸水の被害は受けていると考えられる。畝下年季は地形改変を伴わない浸水だけ

の被害には適用されなかったのであろう。このように被災地を空間的に復原することで破堤箇所と畝下年季願出地だけでなく、被災したがる畝下年季の願出がされなかった土地(砂入りなどの地形的改変が起きずに、浸水しただけの土地)の存在が示唆された。赤石は、近代の事例において荒地免租の認定には自然災害による地形改変が条件であったと指摘しており³³⁾、近世においても同様な判断がなされていたと推察される。

V. おわりに

本研究では、弘化3(1846)年7月に発生した鴨川下流域の東九条地域における洪水を取り上げ、表層地質や微地形、地割、村絵図、畝下年季願出地に関する絵図・文書などの史料を用いて、洪水流や浸水域を復原した。また、復旧過程も一部明らかにすることができた。その内容をまとめると以下のとおりである。

まず、絵図や文書の内容分析によって、畝下年季の願出とその決定までのプロセスが想定できた。京都の東九条村において、洪水が発生すると村役人は領主に当村の被災状況を報告し、畝下年季を願出する。しかし、願出した期間がそのまま認められるわけではなく、その後検分など領主とのやり取りの中で畝下年季の期間が検討され、認められたようである。

次に、その被災地を図化し空間的にみると、鴨川の「松之下堤」、「柳之下堤」などが破堤したことにより、その前面にある土地に砂入りの被害があり、このような場所で畝下年季の願出がなされたことが推測される。そして、東九条村の浸水域には、畝下年季の願出があった土地となかった土地があり、被災地で

も被災内容によって対応が異なることが考えられる。

これまでの研究では、勝矢によって水害後の復旧支援策としての鍬下年季仕法について検討されてきた。本研究では、被災地域を空間的に復原し、鍬下年季地と他の被災した土地との差を検討することで、近世の鴨川下流域における鍬下年季は堆積土砂に伴う地形変化が認定の条件であることが推察できた。

本研究で使用した長谷川家文書には、弘化3年7月の洪水の他にも嘉永3(1850)年9月の洪水や嘉永5(1852)年9月の洪水を記した史料がある。今後、これらの洪水にも研究の対象を広げ、さらに同時期の鴨川上流・中流域における洪水の比較研究を通して、鴨川の洪水の特徴を明らかにしていきたい。

〔付記〕本研究を進めるにあたり、吉越昭久先生・片平博文先生をはじめとする立命館大学地理学教室の先生方にご指導頂きました。また、中川聰七郎様、名津様には、本研究で用いた長谷川家の史料を提供して頂きました。心より御礼申し上げます。なお、本研究の内容は2013年度に立命館大学に提出した卒業論文を大幅に加筆・修正したものである。その骨子は、2013年度全国地理学専攻学生卒業論文発表大会において発表した。

注

- 1) 木村東一郎「水害に関する村絵図」、(木村東一郎『江戸時代の地図に関する研究』、隣人社、1967、所収)、105-112頁。
- 2) 菊池万雄『日本の歴史災害—江戸後期の寺院過去帳による実証—』、古今書院、1980、202-236頁。
- 3) 河村克典「近世絵図に描かれた佐波川中流域の洪水」、歴史地理学 44-5、2002、38-51頁。
- 4) 友次英樹『増補版土地台帳の沿革と読み方』、日本加除出版、1995、120頁。
- 5) 赤石直美「地籍図・土地台帳を用いた水害被災地の復原—京都市左京区大原上野を例に—」、歴史都市防災論文集 1、2007、51-54頁。
- 6) 赤石直美「土地台帳に記された近代の自然災害への対応」、京都歴史災害研究 10、2009、7-12頁。
- 7) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典—第4巻—』、吉川弘文館、1984、979頁。
- 8) 勝矢倫生「徳川期における耕地水害復旧支援策の展開構造—福山藩起こし鍬下年季仕法の分析を中心に—」、尾道大学経済情報論集 6、2006、81-132頁。
- 9) 山下琢己「水害常襲地域における農地復旧の特徴と景観形成—天竜川下流域を事例として—」、人文地理 63-5、2011、22-40頁。
- 10) 赤石直美「近世における農地の水害復旧—京都市周辺を例に—」、(宮本真二・野中健一編『自然と人間の環境史』、海青社、2014、所収)、257-274頁。
- 11) 小鹿島果『日本災異志』、地人書館、1967、502-509頁。
- 12) 史籍研究会『内閣文庫所蔵史籍叢刊第35巻—弘化雜記・嘉永雜記—』、汲古書院、1983。
- 13) 安田照矩『慶弘紀聞今日鈔』、其親楼、1874年刊、国立国会図書館所蔵。
- 14) 伊澤貞壽『陶化誌』、似玉堂、1940。これは、皇紀二千六百年を記念し、東九条の陶化学区の代表者が編纂した村史である。
- 15) 鈴木一久「京都府南部山城地域の木津川と近世の水害」、近畿大学教育論業 18-1、2006、1-17頁。この中で、弘化3(1846)年の洪水は近世4大水害(正徳2(1712)年、享和2(1802)年、文化12(1815)年、弘化3(1846)年)の1つとして取り上げている。
- 16) 河角龍典「歴史時代における京都の洪水と氾濫原の地形変化—遺跡に記録された災害情報を用いた水害史の再構築—」、京都歴史災害研究 1、2004、13-23頁。
- 17) 片平博文「賀茂川東岸地域における洪水の痕跡」、立命館文学 593、2006、113-128頁。
- 18) 吉越昭久「洪水の復原方法とその事例」、日本水文科学会誌 35-3、2005、129-136頁。
- 19) 建築行政協会京都市支部『京都市ボーリングデータ集』、大龍堂書店、1986、530-544頁。
- 20) 長谷川家は、京都市南区東九条に位置しており、近世には庭田家領の庄屋であった。
- 21) 中島暢太郎「鴨川水害史(1)」京都大学防災研究年報 26-B-2、1983、2頁。
- 22) 明治前期の史料である『旧高田領取調帳』と『皇国地誌』によると、当時の山城国紀伊郡東九条村には二条家領など18の領主が存在し、村の規模は石高約2,000石、戸数407戸、人口1,654人であった。
- 23) 植村善博『京都の地震環境(付)京都盆地の地震災害危険度マップ』、ナカニシヤ出版、1999、52-71頁。

- 24) 前掲 19) 530-544 頁および 610-623 頁。
- 25) ここで使用する『京都ボーリングデータ集』では、詳細な地層の分類が行われているが、本研究では柱状図によって分類方法が異なっていることを考慮して、地層を埋土、礫、砂、シルト、ローム、粘土に分類した。
- 26) 『京都地籍図』は大正元年（1912）年に京都地籍図編纂所によって作成された地籍図である。本研究では立命館大学 21 世紀 COE プログラム「京都アート・エンタテインメント創成研究」（2002-06 年度）の一環で作成された GIS データを用いた。
- 27) 桑原公徳『地籍図』、学生社、1976、230 頁。この中で、不規則な土地割の状態を旧河道と推定している。
- 28) 北原糸子『近世災害情報論』、塙書房、2003、44 頁。
- 29) 伊藤安男「歴史地理学的にみた小貝川の河川災害—囲堤・押堀を中心に—」、花園史学 5、1984、21-41 頁。
- 30) 前掲 14) 123 頁。
- 31) 絵図には「井手」と記載されている。
- 32) 仮製 2 万分の 1 地形図「伏見」の作成年である明治 22（1889）年と弘化 3（1846）年とは約 40 年の差があるが、一部宅地が増加した程度で急激な変化がみられないため、基図として利用した。
- 33) 前掲 10) 258 頁。